

国民健康保険に加入している方へ

国民健康保険税納税通知書を発送します

☎ 伊奈庁舎国保年金課（内線4404、4410）

令和5年度国民健康保険税納税通知書（納税通知書）は7月11日(火)に世帯主あてに発送予定です。

国民健康保険税は、世帯単位（世帯主課税）のため、世帯主がほかの保険に加入している場合でも、通知書などは世帯主あてに発送します。

お手元に届きましたら記載内容をご確認ください。

▶ 納付方法

○普通徴収（納付書払いまたは口座振替払い）の場合
同封の納付書または口座振替で、各納期限までに納付してください。口座振替の振替日は、各納期限日になるので、それまでに預貯金残高をご確認ください。

○特別徴収（年金天引き）の場合

年金支払いの際に保険税が差し引かれるため、ご自身の納付は必要ありません。

▶ 税額について

税額は、国民健康保険加入者の前年中の所得で算定します。未申告の方は申告するよう、お願いします。

※申告のお問い合わせは税務課へお願いします。

▶ 年度の途中で75歳に到達する方

75歳になる月の前月分までの税額となっており、75歳到達後の税額は含まれていません（75歳からは後期高齢者医療制度に移行します）。

国民健康保険税を一部改正しました

国の税制度改正に合わせ、国民健康保険税の改正を行いました。

▶ 税額の算出

国民健康保険税は、加入者全員にかかる「基礎課税分」「後期高齢者支援金分」、40歳から65歳未満の方にかかる「介護分」の合計が1年間の税額となります。

なお、それぞれ前年中の所得に応じて負担する「所得割」と加入者全員が負担する「均等割」があります。

▶ 改正1 課税限度額の引き上げ

国民健康保険税には年間の上限度（課税限度額）が定められています。令和5年4月1日から、右図のように改正しています。

区分	改正前	改正後
基礎課税額分	65万円 ※変更なし	
後期高齢者支援金分	20万円	22万円
介護分	17万円 ※変更なし	
計	102万円	104万円

▶ 改正2 軽減判定所得の引き上げ

世帯主と加入者の前年所得が一定額以下の場合、所得に応じて「均等割」が7割、5割、2割の割合で軽減されます。今回の改正では、5割軽減と2割軽減の軽減判定所得をそれぞれ引き上げました。

※この軽減を受けるための申請は不要です。

軽減割合	改正前	改正後
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与所得者等 ^{※1} の数 - 1) ※変更なし	
5割軽減	43万円 + 28万5,000円 × 国保加入者数 ^{※2} + 10万円 × (給与所得者等 ^{※1} の数 - 1)	43万円 + 29万円 × 国保加入者数 ^{※2} + 10万円 × (給与所得者等 ^{※1} の数 - 1)
2割軽減	43万円 + 52万円 × 国保加入者数 ^{※2} + 10万円 × (給与所得者等 ^{※1} の数 - 1)	43万円 + 53万5,000円 × 国保加入者数 ^{※2} + 10万円 × (給与所得者等 ^{※1} の数 - 1)

※1 一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける人

※2 同じ世帯の中で、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行した人を含む



詳しくは市ホームページをご確認ください。

国民健康保険被保険者証が更新されます

☎ 伊奈庁舎国保年金課（内線4403）

現在お使いの「国民健康保険被保険者証」の有効期限は、7月31日(月)までです。新しい被保険者証は、7月末までに加入者全員分をまとめて、世帯主あてに送付します（特定記録郵便）。お手元に届きましたら記載内容を確認し、

8月1日(火)からは新しい被保険者証で受診してください。

※70歳以上75歳未満の方には、自己負担割合が記載された「国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証」を送付します。